

世界の「AIOIYAMA」プロジェクト検討会議（第12回）

日 時：平成30年11月12日

場 所：本庁舎2階 第1会議室

< 議 題 >

- 1 プロジェクトの検討状況及び説明会について 【資料1、2】

- 2 来年度予算について

- 3 その他
 - ・次回の検討会議について

(案)

世界の「AIOIYAMA」プロジェクト検討会議設置要綱

(趣旨)

第1条 弥富相生山線の道路事業の廃止及び近隣住宅地への通過自動車の入り込み対策、相生山緑地の整備等について、その方向性や内容等を検討するため、『世界の「AIOIYAMA」プロジェクト検討会議』(以下「検討会議」という。)を設置する。

(構成)

第2条 検討会議に会長、副会長及び委員を置く。

2 会長は市長、副会長は緑政土木局を所管する副市長とし、委員は別表第1に掲げる職にある者で構成する。

(職務)

第3条 会長は検討会議の事務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(所掌事務)

第4条 検討会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 各局の役割分担及び検討の進め方に関すること。
- (2) 弥富相生山線の道路事業の廃止に関すること。
- (3) 弥富相生山線の近隣住宅地への通過自動車の入り込み対策に関すること。
- (4) 相生山緑地の整備に関すること。
- (5) 市民への説明及び市民意見の聴取に関すること。
- (6) 第6条に規定する作業部会への検討指示に関すること。
- (7) その他必要と認めること。

(案)

(委員による会議の開催)

第5条 会長は、必要に応じて委員による会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

- 2 会議の議長は会長が行うものとし、会議の議事の進行及び総括をするものとする。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 検討会議の所掌事務について、委員による会議の開催に先立って調査及び検討を行うため、検討会議の内部組織として別表第2左欄に定める作業部会を設置する。

- 2 作業部会に部会長、部会員を置く。
- 3 部会長は、道路事業廃止作業部会については緑政土木局道路建設部長と、交通対策作業部会については緑政土木局路政部長と、緑地整備作業部会については緑政土木局緑地部長とし、部会員は別表第2左欄の作業部会につき、それぞれ同表右欄に掲げる職にある者で構成する。
- 4 部会長は、必要に応じて部会員による会議（以下この条において「会議」という。）を招集することができる。
- 5 会議の議事の進行は、部会長が行う。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 7 会議は、部会員の内から当該会議に必要と認める部会員のみにより開催することができるものとする。

(検討会議の庶務)

第7条 検討会議の庶務は、緑政土木局企画経理課において行う。

(案)

(作業部会の庶務)

第8条 作業部会の庶務は、別表第3に掲げる所属において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営その他必要な事項については、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年3月26日から施行する。

この要綱は、平成28年6月10日から施行する。

この要綱は、平成30年11月12日から施行する。

(案)

別表第 1

市長
副市長
防災危機管理局長
市民経済局長
観光文化交流局長
環境局長
健康福祉局長
子ども青少年局長
住宅都市局長
緑政土木局長
緑政土木局公園緑地・農政監
消防長
天白区長

別表第 2

道路事業廃止作業部会	緑政土木局道路建設部長 防災危機管理局危機管理企画室長 住宅都市局都市計画部街路計画課長 緑政土木局天白土木事務所長 緑政土木局道路建設部道路建設課長
交通対策作業部会	緑政土木局路政部長 市民経済局地域振興部地域安全推進課長 市民経済局地域振興部主幹（交通安全対策に係る連絡調整） 緑政土木局天白土木事務所長 緑政土木局路政部主幹（安全・保全） 緑政土木局道路建設部道路建設課長 天白区区政部地域力推進室長

(案)

緑地整備作業部会	緑政土木局緑地部長 市民経済局市民生活部広聴課長 観光文化交流局ナゴヤ魅力向上担当部ナゴヤ魅力向上室長 観光文化交流局観光交流部観光推進室長 環境局環境企画部環境企画課長 健康福祉局障害福祉部主幹（障害者差別解消・福祉都市推進） 子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課長 住宅都市局都市計画部都市計画課長 緑政土木局天白土木事務所長 緑政土木局道路建設部道路建設課長 緑政土木局緑地部緑地事業課長 消防局消防部消防課長 消防局救急部救急課長
----------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

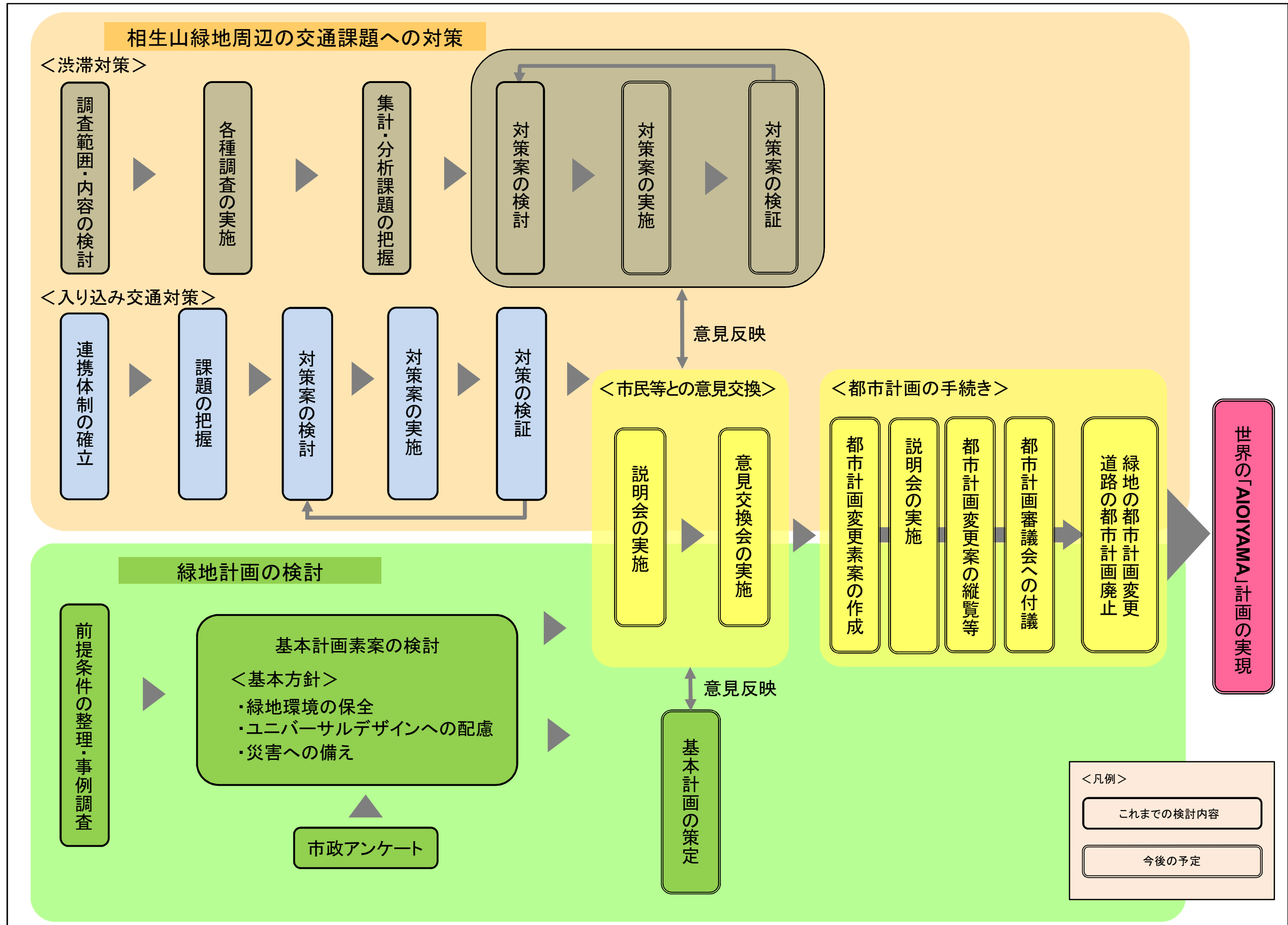
別表第 3

道路事業廃止作業部会	緑政土木局道路建設部道路建設課
交通対策作業部会	緑政土木局路政部道路維持課
緑地整備作業部会	緑政土木局緑地部緑地事業課

新旧対照表

新	旧																										
<p>別表第 1</p> <table border="1"><tr><td>市長</td></tr><tr><td>副市長</td></tr><tr><td>防災危機管理局長</td></tr><tr><td>市民経済局長</td></tr><tr><td>観光文化交流局長</td></tr><tr><td>環境局長</td></tr><tr><td>健康福祉局長</td></tr><tr><td>子ども青少年局長</td></tr><tr><td>住宅都市局長</td></tr><tr><td>緑政土木局長</td></tr><tr><td>緑政土木局公園緑地・農政監</td></tr><tr><td>消防長</td></tr><tr><td>天白区長</td></tr></table>	市長	副市長	防災危機管理局長	市民経済局長	観光文化交流局長	環境局長	健康福祉局長	子ども青少年局長	住宅都市局長	緑政土木局長	緑政土木局公園緑地・農政監	消防長	天白区長	<p>別表第 1</p> <table border="1"><tr><td>市長</td></tr><tr><td>副市長</td></tr><tr><td>防災危機管理局長</td></tr><tr><td>市民経済局長</td></tr><tr><td>観光文化交流局長</td></tr><tr><td>環境局長</td></tr><tr><td>健康福祉局長</td></tr><tr><td>子ども青少年局長</td></tr><tr><td>住宅都市局長</td></tr><tr><td>緑政土木局長</td></tr><tr><td>_____</td></tr><tr><td>消防長</td></tr><tr><td>天白区長</td></tr></table>	市長	副市長	防災危機管理局長	市民経済局長	観光文化交流局長	環境局長	健康福祉局長	子ども青少年局長	住宅都市局長	緑政土木局長	_____	消防長	天白区長
市長																											
副市長																											
防災危機管理局長																											
市民経済局長																											
観光文化交流局長																											
環境局長																											
健康福祉局長																											
子ども青少年局長																											
住宅都市局長																											
緑政土木局長																											
緑政土木局公園緑地・農政監																											
消防長																											
天白区長																											
市長																											
副市長																											
防災危機管理局長																											
市民経済局長																											
観光文化交流局長																											
環境局長																											
健康福祉局長																											
子ども青少年局長																											
住宅都市局長																											
緑政土木局長																											

消防長																											
天白区長																											



説明会について

日 時	○平成30年12月16日（日） 13時30分～15時00分、16時00分～17時30分、18時30分～20時00分
場 所	○天白区役所講堂
目 的	○世界の「AIOIYAMA」プロジェクト（以下、「プロジェクト」という。）の検討内容、今後の進め方を報告し、プロジェクトの状況を理解してもらうとともに、その後の意見交換を円滑に進めるために実施します。
方 法	○「地元代表」、「地元4学区（山根、相生、野並、高坂）」、「市民団体」に分けて開催します。（3部制） ○プロジェクト設立までの経緯、これまでのプロジェクトの検討内容（相生山緑地周辺での交通課題と対策、相生山緑地の計画）、今後の進め方などを資料を用いて説明します。 ○説明の後、資料内容について質疑を行います。なお、意見交換会に向けて、意見集約を行う必要があることから、意見・要望等については、アンケート用紙にて意見・要望等を記入してもらうとともに、意見交換希望者を募ります。
対 象 者	○地元代表（13時30分～15時00分） ・天白区山根・相生・野並・高坂学区の学区連絡協議会構成員の皆様 ・天白区を住みよくする会代議員の皆様 ○地元4学区（16時00分～17時30分） ・天白区山根・相生・野並・高坂学区にお住まいの皆様 ○市民団体（18時30分～20時00分） ・プロジェクト検討会議において報告されている要望・提案等をした団体・個人の皆様 ・相生山緑地において活動している団体の皆様 ※その他傍聴を希望される方々もご参加いただけます。また、報道機関の方々にも公開する予定です。
広 報	○名古屋市HP、案内文の送付（地元代表、市民団体）、チラシの各戸配布（地元4学区のみ）